

## PM育成PBL教材利用申込書

総務省 情報通信利用促進課 あて

郵便番号

住所

氏名又は名称

印

担当者氏名

(電話番号)

(メールアドレス)

下記のとおり、総務省開発のPBL教材を利用したく申し込みいたします。  
なお、利用に際しては、下記の事項に留意することとします。

### 記

1 利用する教材：PM育成PBL教材（学習者主導型教材・講師主導型教材）  
を付してください

2 利用目的：  
（例： の講義で使用、 の社内研修で利用、 の研修事業で活用）

3 利用期間：平成 年 月 ~ 平成 年 月

*平成24年3月までの間で設定願います。平成24年度以降の利用を希望される場合は、再度提出が必要になります。*

### 【PBL教材の利用に際しての留意事項】

- (1) 本教材は申請者が高度情報通信人材の育成を目的とし、教育や研修事業(社内研修を含む)を実施する場合に限り活用できるものとし、第三者へ提供し、又は、販売のために利用することはできません。
- (2) 本教材の改変は原則、自由とするが、教材の完成度を高めるため、本教材の利用状況と教材への反映結果について、研修終了後に総務省情報通信利用促進課あてご報告願います。また、利用状況について問合せをする場合があります。
- (3) 本教材に申請者のノウハウや技術等を反映することにより、教材をカスタマイズし第三者に対価を得て提供等する場合は、総務省と協議が必要です。
- (4) 教材の管理責任者を明らかにし、指導要項は学習者が容易に入手できないよう配慮願います。

---

### 【個人情報の取り扱いについて】(総務省情報流通行政局情報通信利用促進課)

申請書に記載いただいた個人情報については、本教材に関する送付及び申込者との連絡のみに使用します。

## P M 育成 P B L 教材利用申込方法

- 1 . 利用申込書をプリントアウトし、必要事項を記入の上、情報流通行政局情報通信利用促進課へ郵送してください。（ eメール、 F A X による申込みは受け付けておりません。 ）
- 2 . 郵送による受け取りを希望する場合は、着払いでの送付となりますので予めご了承ください。  
  
当課での受け取りを希望する場合は、事前に希望する日時をご連絡ください。
- 3 . 教材は、電子データ（ C D - R O M ）のみのご提供となります。
- 4 . 学習者主導型教材・講師主導型教材の両方を申込みことも可能です。
- 5 . ご不明な点がございましたら、情報流通行政局情報通信利用促進課 推進係（ 0 3 - 5 2 5 3 - 5 6 8 5 ）までお問い合わせください。